平成２７年（フ）第２号
沖縄県浦添市仲間３丁目８番１号、申立時の住所香川県高松市上福岡町2059番地４　グローリー森塚Ｂ３－２
破産者　松嶺　佳子（旧姓児玉・横山・田中）
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９４号
香川県丸亀市郡家町3474番地１　ダイワファームＡ棟101号
破産者　山下　雅矢
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１３号
香川県丸亀市飯野町東分2558番地１
破産者　小川　悦子
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第３３５号
愛媛県松山市西石井３丁目２番６号
破産者　山田　信子
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４号
愛媛県伊予郡松前町大字西高柳255番地１　ライフタウン南海405号室
破産者　池本　隆義
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５号
福岡県田川市大字伊田4904番地１
破産者　立花　晶子（旧姓尾形）
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１１７号
長崎県諫早市福田町2451番地３、前住所長崎県諫早市仲沖町１番13号
破産者　松本　浩徳
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第５号
長崎県大村市池田２丁目901番地５
破産者　鳩野　優
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第６号
長崎県大村市赤佐古町164番地９、前住所長崎県大村市玖島３丁目543番地１　クレストールエリカ102号
破産者　赤瀬　一敏
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
長崎県諫早市永昌町22番15号　吉田コーポ203号
破産者　脇山紀代美
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
長崎県諫早市貝津町2834番地３　田中アパート１棟２階、前住所長崎県諫早市福田町2723番地１
破産者　嶋田　幸
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
熊本県宇城市松橋町東松崎493番地
破産者　大空　安雄
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６９号
熊本県八代市坂本町中津道492番地
破産者　遠山　隆治
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第３２６号
宮崎市下北方町野田590番地３
破産者　山下　亘
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６号
宮崎県都城市蓑原町2391番地１　Ｄ棟
破産者　横山　渚
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第４号
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草3201番地
破産者　松田　良子
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第２９号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目30番23―11号
破産者　秋月ひろみ
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第１号

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項の規定による仮換地指定の通知については送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成27年５月11日
柏都市計画事業
柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　支倉　紳

記

１　氏名及び住所
氏名　野口　新藏
住所　柏市船戸1077番
２　通知の内容
文書番号
柏北部東発指定117同時ー１
平成27年４月１日
従前の宅地
町名及び字名　船戸字矢ノ船
地番　1556番　地目　原野
登記簿地積　492㎡
基準地積　534.05㎡
仮換地
街区番号　36街区　画地番号　３画地
地積　226.56㎡
従前の宅地
町名及び字名　船戸字矢ノ船
地番　1558番　地目　原野
登記簿地積　492㎡
基準地積　534.05㎡
仮換地
街区番号　36街区　画地番号　２画地
地積　233.47㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成27年６月１日

注意
従前の宅地について権原に基づき使用し、又は収益することができる者は、この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、この仮換地を使用又は収益することができますが、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

教示
１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上